

「ぎふっこ」応援宣言

1月9日(金)、「次代を担う子どもたちの健やかな成長のために子育て支援に全力で取り組みます」と、市長がこの日土岐市を訪れたミナモに対して宣言しました。

これは「ぎふっこ応援宣言」といって、少子化の現状を踏まえ、この問題に対する取り組みを県全体で盛り上げていこうと、県内の全市町村長がその決意を宣言するものです。県の代表としてミナモが1月中旬に各市町村を訪れ、それぞれの首長から宣言の書かれたのぼり旗を受け取りました。

土岐市の宣言を实行するため具体的な取り組み目標の一つに、「きめ細やかな保育・教育を実施し、郷土を愛する子どもを育てます」というものがあります。地域住民の皆さんで、その地域ならではの活動に取り組み、そこに家族全員で参加していくことが、郷土愛のある子ども

も育てることにつながるのではないかと思います。



キャッチフレーズ募集中!

国では、平成27年度の「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを募集しています。

テーマは「身近な女性の活躍を地域ぐるみで応援するキャッチフレーズ」女性力を活かして元気な地域社会をつくるために「です。身近な女性の活躍を応援するフレーズを考えてみませんか。詳しくは内閣府男女共同参画局のホームページ(<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>)をご覧ください。

消費生活のお話 (他人事じゃない!? 怖~いトラブル)

秘書広報課広報広聴係 (内線186)

結婚式の解約をすぐに申し出たが、高額な解約料を請求された

(事例)

結婚の具体的な予定は決まっていなかったが、情報収集のためにブライダルフェアへ行った。「いい日にちはすぐに埋まってしまうよ」という担当者の言葉に焦って契約した。翌日、やはり冷静に考えたいと思い解約を申し入れたところ、高額な解約料を請求された。

契約上の結婚式予定日までの日数に応じて、解約料が定められていることが多いです。消費者と事業者との間に発生する解約料とは、解約により事業者側に発生した損害額と考えられますので、約款に縛られず交渉することができます。

結婚式は幸せの門出。トラブルは避けたいものです。日程や出席者数など、具体的な条件を事前に決めておくことも大切です。

少しでも不安に思ったなら、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 広報広聴係
 常設 月~金曜日・午前9時~午後4時
 巡回相談 毎週木曜日・午前10時~午後4時 (予約優先)
 ※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

